

## 政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から 70 年を経て、今、世界では核兵器禁止の流れが大きく前進しています。2012 年に 16 カ国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年（2011 年）の第 9 回 N P T（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国の 8 割を超える 159 カ国に急速に広がり、第 70 回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議が初めて採択されました。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条約、それに準じる法的措置を求める流れが強まっており、国連総会では昨年に続いて核兵器の開発、製造から実験、保有、使用の全てを禁止する包括的条約の交渉を直ちにジュネーブの軍縮会議で行うことを求める決議が採択されています。

さらに、法的措置を議論する作業部会を求める決議も 198 カ国が賛成して採択されました。この決議では、国連総会の補助機関として、今年スイス・ジュネーブで期限、参加に枠をはめない作業部会を開催することを求めています。

唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現のために役割を果たすと繰り返し述べてきた政府は、生きていくうちに核兵器の廃絶をとの被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められています。

先月 5 月 27 日、現職の米大統領として初めて被爆地広島を訪問したオバマ大統領は「核兵器なき世界を追及する勇気を持たなければならない」とその決意を表明しました。しかし、核保有 5 カ国は核抑止力論に固執し、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けています。

今、政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にあります。政府は、昨年（2011 年）の N P T 再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした 159 カ国の共同声明に名を連ねています。みずから賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務であります。

よって、政府に下記のことを求めます。

### 記

- 1 核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成を目指し、国連主催の作業部会や第 71 回国連総会で被爆国としてふさわしい行動をとること。
- 2 核兵器廃絶の障害になっている核抑止力論の克服に努め、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

上記のとおり，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

平成28年7月1日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣 } 殿